大熊町教育施設整備事業基本設計・実施設計 業務委託に係る特記仕様書

令和2年7月 大熊町

建築・設備設計業務委託特記仕様書(令和元年10月版)

I. 業務概要

- 1. 業務名称 (大熊町教育施設整備事業基本設計・実施設計業務委託)
- 2. 委託期間 (令和 2 年11月 ~ 契約日の翌日から1年程度)
- 3. 計画施設概要

本業務の対象となる施設(以下「対象施設」という。)の概要は次のとおりとする。

- (1) 施設名称 (大熊町教育施設)
- (2) 敷地の場所 (福島県双葉郡大熊町大川原 地内)
- (3) 施設用途 (教育施設) 平成31年国土交通省告示第98号 別添二 第<u>七</u>号 第<u>1</u>類とする。

4. 適用

本特記仕様書(以下「特記仕様書」という。)に記載された特記事項については「〇」印が付いたものを適用する。「〇」印の付かない場合は、「※」印を適用する。

「○」印と「※」印が付いた場合は共に適用する。

5. 設計与条件

(1) 敷地の条件

a. 敷地の面積 (33,100 m²)

b. 用途地域及び地区の指定 (都市計画区域:区域内、非線引き

用途指定:なし 建ペい率:60% 容積率:200% 道路斜線:勾配1.5

隣地斜線:20m+勾配1.25

地 目: 宅地(町所有)

下 水 道:区域外

電 気:電線共同溝より埋設引込み

(2) 施設の条件

a. 施設の延べ面積(国有財産法に基づく計画面積) (6,800 m²)

- b. 主要構造 (提案による)
- c. 耐震安全性の分類

官庁施設の総合耐震・対津波計画基準(平成25年3月28日改定国土交 通省官庁営繕部)による、耐震安全性の分類は次のとおりとする。

1)構造体類2)建築非構造部材類

3) 建築設備 類

(3) 建設の条件	
a. 予定工事費(契約後提示)	
b. 建設工期 (工事契約後1年程原	度)
(4) 工事種別	
○新築 ・増築 ・改築	• 移転
・大規模な模様替え	・大規模な修繕
• ()
○収容(使用)人員、室別面積及び気	首員
(大熊町教育施設整備事業基本構想	
(5) 設備計画	
○電 気 ()
○空 調 ()
○給排水衛生()
・昇降機 ()
, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	まのほか、非常用発電機、オイルタンクなど)
・室別必要設備(別表 - 2 、 3)	
(6) 屋外整備計画	
○囲障 ○門 ○敷地排水 〔	○植栽 ○舗装
○(校庭、園庭、防球ネット等グラン	/ド整備)
(7) 部分引渡	
a 部分引渡時期	
• 基本設計完了時()
• ()
b 部分引渡成果物	,
• 基本設計図書	
• ()
(8) 設計与条件の資料	,
設計与条件については、次の資料	による。
• 基本設計書	
○大熊町教育施設整備事業基本構想	・基本計画報告書
6-1. 管理技術者の資格要件	
	また、建築士については、建築士法第22条
の2の講習の課程を修了した者とする。 の2の講習の課程を修了した者とする。	
	02号。以下同じ)による一級建築士
・建築士法による一級建築士またに	
・建築工伝による一級建築工またに・建築士法による建築設備士	→ NX 定 宋 丄
- 定来工仏による足衆収加工 • ()
- ()

6-2. 担当技術者の資格要件

担当分野の業務を分担する担当技術者のうち1名以上は、下記で特記した資格要件を有する者とする。なお、管理技術者は、担当技術者を兼ねることができない。

※建築 (意匠・構造) 分野の担当技術者

- 建築設備(電気・機械)分野の担当技術者
- (1) 建築(意匠・構造)担当者
 - ○建築士法による一級建築士
 - ・建築士法による一級建築士または二級建築士
 - ・上記の者と同等以上の知識及び経験を有すると認められる者
 - (構造担当者は一級建築士または構造設計一級建築士)
- (2) 建築設備(電気・機械)担当者
 - ・建築士法による一級建築士
 - ・建築士法による一級建築士又は二級建築士
 - ・建築士法による建築設備士
 - ・上記のいずれかの者と同等以上の知識及び経験を有すると認められる者
 - (設備設計一級建築士または建築設備士)
- (3) 積算、その他
 - (社) 日本建築積算協会が付与する建築積算資格者
 - (

6-3. 再委託者の資格要件

- (1) 建築士法第2条第6項に規定する設計業務
 - a. 建築士事務所
 - ○建築士法による一級建築士事務所
 - ・建築士法による一級建築士事務所または二級建築士事務所
 - b. 設計者の要件
 - ○建築士法による一級建築士
 - ・建築士法による一級建築士または二級建築士
 - c. 担当技術者

担当分野の担当技術者の資格要件は、下記による。なお、設計者は担当技術者を兼ねることができる。

- 1) 建築(意匠・構造)担当者
- ○建築士法による一級建築士
- ・建築士法による一級建築士または二級建築士
- ・上記の者と同等以上の知識及び経験を有すると認められる者
- (構造担当者は一級建築士または構造設計一級建築士)
- 2) 建築設備(電気・機械)担当者
- ・建築士法による一級建築士
- ・建築士法による一級建築士又は二級建築士
- ・建築士法による建築設備士
- ・上記のいずれかの者と同等以上の知識及び経験を有すると認められる者
- (設備設計一級建築士または建築設備士)

(2) 設計の補助業務

担当分野の担当技術者に資格要件を設ける場合は、下記による。

1) 建築(意匠・構造)担当者

• (

2) 建築設備(電気・機械)担当者

・建築士法による建築設備士

• (

- (3) その他 (積算)
 - (社)日本建築積算協会が付与する建築積算資格者

• (

Ⅱ. 業務仕様

本特記仕様書及び委託図書に記載されていない事項は、「建築・設備設計業務委託 共通仕様書」による。

1. 設計業務の内容及び範囲

- (1) 一般業務の範囲
 - a. 基本設計
 - ○建築 (総合) 基本設計に関する標準業務
 - ○建築(構造)基本設計に関する標準業務
 - ○電気設備基本設計に関する標準業務
 - ○機械設備基本設計に関する標準業務
 - b. 実施設計
 - ○建築(総合) 実施設計に関する標準業務 (設計意図の伝達業務を除く)
 - ○建築(構造)実施設計に関する標準業務 (設計意図の伝達業務を除く)
 - ○電気設備実施設計に関する標準業務 (設計意図の伝達業務を除く)
 - ○機械設備(昇降機を含む)実施設計に関する標準業務(設計意図の伝達業務を除く)
- (2) 追加業務の内容及び範囲
 - ※ 積算業務
 - ※建築積算
 - ※積算数量算出書の作成
 - ○単価作成資料の作成
 - ○見積の収集(相手先は監督員の指示による。)
 - ○見積検討資料の作成
 - ※電気設備積算
 - ※積算数量算出書の作成
 - ○単価作成資料の作成
 - ○見積の収集(相手先は監督員の指示による。)
 - ○見積検討資料の作成
 - ※機械設備積算
 - ※積算数量算出書の作成
 - ○単価作成資料の作成
 - ○見積の収集(相手先は監督員の指示による。)
 - ○見積検討資料の作成
 - ○透視図作成

[判の大きさ(A3判以上) 枚数(外観:6枚、内観:6枚) 額の有無(あり) 材質(アルミ)]

○模型製作

[縮尺(1/100) 仕上(彩色) 主要材料(指定なし) ケースの有無(あり) 材質(アクリル等劣化のない素材)]

- ○確認申請に関する手続業務(○提出○説明○照合○受領)
- ○関係法令等に基づく各種申請手続業務
- 仮使用認定申請
- ・基準法56条の2第1項ただし書きによる許可申請
- ・紛争予防条例又は指導要綱に関する各種手続
- ・紛争予防条例等に関する近隣説明への協力
- ・防災計画評定又は防災性能評定に関する資料の作成及び手続業務
- ・災害応急対策活動に必要な施設その他特別な性能、機能、設備等を有する 官庁施設の設計等における特別な検討及び資料の作成(建築非構造部材の 耐震安全性に関する特別な検討、特殊な設備機器を有する室の設計に係る 特別な検討等)
- ○省エネルギー関係計算書の作成及び申請手続き業務
- ・建築物省エネルギー性能表示制度 (BELS) に関する資料の作成及び手続き業務
- ・建築物総合環境性能評価システム(CASBEE)による評価書の作成
- ・官庁施設の計画から建設、運用、廃棄に至るまでのライフサイクルを通じた二酸化炭素排出量等を用いて行う総合的な環境保全性能の評価業務 (詳細な LCC02 を求める場合)
- ・リサイクル計画書の作成
- ○概略工事工程表の作成
- ○建築物の保守に関する説明書の作成
- ○住民説明等に必要な資料の作成(法令等に基づくものを除く。)
- ○日影図の作成(日影規制に関する近隣説明への協力を含む)
- ・総合的な環境保全に関する検討・評価資料の作成
- ・LCEMツールによる空調システムの評価
- ・電波障害に関する近隣説明への協力
- ・都市計画法第 条による許可申請
- ・景観法第16条第5項に基づく通知
- ・コスト縮減検討中間報告書
- ・コスト縮減検討報告書
- 自然公園法・河川法等の関係申請手続き業務
- ○仮設電気使用申請業務

2. 業務の実施

(1) 一般事項

a. 基本設計業務

提示された設計与条件及び適用基準に基づき行う。

b. 実施設計業務

- ①提示された設計与条件、基本設計図書及び適用基準等に基づき行う。
- ②積算業務は、監督員の承諾を受けた実施設計図書及び適用基準に基づき行う。
- ③実施設計図には、国土交通省「施工条件明示について」(平成 14 年 5 月 30 日付け国営計第 24 号)を参考に、明示すべき施工条件を記載する。
- ④工事施工において、複数選択が可能となるよう鉄骨造の柱脚に既製品を用いる場合は、3社以上(監督員と協議する。)の製品いずれを採用しても、構造耐力上主要な部分(上部構造、下部構造(RC 柱型部分含む。))が、建築基準関係規定に適合し、かつ、既製品柱脚以外の部材に変更が生じないよう設計する。この場合、柱脚部のRC 柱型部分のコンクリートの強度・柱型の大きさ、主筋径・本数、せん断補強筋・間隔等についても、変更がないよう設計する。

また、建築基準法第 18 条に基づく計画通知には、監督員と協議して前記 1 社分の既製品柱脚で設計した構造計算書一式を添付するものとし、それ以外の 2 社分については、参考値として、層間変形角、検定比一覧表、剛性・偏芯率一覧、保有水平耐力一覧、メッセージ一覧、電子データ入力一覧等を計画通知書に添付する。

- ⑤工事施工において、複数選択が可能となるよう床版にデッキプレートを用いる場合は、3社以上(監督員と協議する。)の既製品いずれを採用しても、構造耐力上主要な部分(上部構造、下部構造)が、建築基準関係規定に適合し、かつ、デッキプレート以外の部材に変更が生じないよう設計する。
- ⑥省エネルギー関係計算書の作成及び申請手続業務が適用の場合は、エネルギーの使用の合理化等に関する法律に基づく(・標準入力法・モデル建物法)の計算を行う。
- ⑦改修設計において、設計対象範囲に「福島県県有建築物の非構造部材の減災 化計画」に定める非構造部材がある場合は、当該部材の改修方針について監 督員と協議する。

(2) 適用基準等

本業務に国土交通省及び福島県が制定する以下に揚げる技術基準等を適用する。 受注者は業務の対象である施設の設計内容及び業務の実施内容が技術基準等に適合 するよう業務を実施しなければならない。なお「番号等」に「〇〇版」とあるのは、 国土交通省大臣官房官庁営繕部及び福島県が監修した出版物等を指す。

a	. 共 通	(番	号	等)
	•福島県公営住宅標準図	()
	•福島県立高等学校施設設計標準仕様	()
	○人にやさしいまちづくり条例					
	- 施設整備マニュアル	()
	○福島県電子納品運用ガイドライン(案)					
	(建築・設備設計業務委託編)	()
	○県有施設の木造化・木質化の推進に関する指針					
	(・木造化 ・木質化)	()
	○福島県再エネ・省エネ推進建築物整備指針	()

○福島県再エネ・省エネ推進建築物設計ガイドラ	イン()
○設備工事に係る専門工事設計図書作成要領	()
○福島県建築設備耐震・対津波計画指針	()
○建築関係工事積算基準(福島県土木部)	()
[大臣官房官庁営繕部監修]		
・官庁施設の基本的性能基準	()
・官庁施設の総合耐震・対津波計画基準	()
・官庁施設の総合耐震診断・改修基準	()
・官庁施設の環境保全性基準	()
・官庁施設の環境保全性に関する診断・改修計画	基準()
・官庁施設のユニバーサルデザインに関する基準	()
・省エネルギー建築設計指針	()
○建築設計業務等電子納品要領	()
○建築CAD図面作成要領(案)	()
· 建築物解体工事共通仕様書	()
・官庁営繕事業における BIM モデルの作成及び利	用に関する	ガイドライ
	()
b . 建		
○建築工事設計図書作成基準	()
・敷地調査共通仕様書	()
○建築・設備工事共通仕様書(福島県土木部)	()
○建築設計基準	()
○建築構造設計基準	()
○建築工事標準詳細図	()
・擁壁設計標準図	()
○構内舗装・排水設計基準	()
○表示・標識標準	()
c.建築積算		
○公共建築数量積算基準	()
○公共建築工事內訳書標準書式(建築工事編)	()
○公共建築工事見積標準書式 (建築工事編)	()
d. 設 備		
○建築設備計画基準	()
○建築設備設計基準	()
○建築設備工事設計図書作成基準	()
○建築・設備工事共通仕様書(福島県土木部)	()
○公共建築設備工事標準図(電気設備工事編)	()
·公共建築改修工事標準仕様書(電気設備工事)	()
○公共建築設備工事標準図(機械設備工事編)	()

	公共建築改修工事標準仕様書(機械設備工事)	()
	○雨水利用・排水再利用設備計画基準	()
	○建築設備耐震設計・施工指針	()
	(国土交通省住宅局建築指導課)	
	○建築設備設計計算書作成の手引	()
	空気調和システムのライフサイクルエネルギー	マネジメ	ントガイドライン
		()
	・ 食品ごみ処理設備設計計画指針	()
е	· 設備積算		
	○公共建築設備数量積算基準	()
	○公共建築工事内訳書標準書式(設備工事編)	()
	○公共建築工事見積標準書式(設備工事編)	()

(3) 業務計画書

- a. 業務計画書には、契約図書及び共通仕様書3.2の設計方針に基づき、次の各号に掲げる事項を記載するものとする。
 - ○委託業務方針
 - ○業務実施体制(社内審査体制を含む。)
 - ○担当(技術)者名及び資格等
 - ○業務実施工程表
 - ○再委託者がある場合は、再委託者の概要、担当する業務内容及び担当技術者名 並びに資格等
 - ○その他、監督員が必要に応じ指定する事項
- b. 受注者は、業務実施工程表の作成にあたっては、計画通知申請の手続きが必要な場合には、この所要日数を確保したものとし、また、監督員が行う成果物等の審査確認のための日数を確保するものとする。
- c. 受注者は、前項の業務実施工程表の作成(変更の場合を含む)について、あらか じめ監督員と協議を行うものとする。これを変更する場合も同様とする。
- d. 受注者は、提出した業務実施工程表に基づき業務を進めるとともに、工程に遅滞が生じた場合は、監督員と委託期間内に業務が完了するよう速やかに工程の見直し協議を行わなければならない。
- e. 受注者は、委託業務について再委託者がある場合には、契約書に基づき、業務の一部を委任する再委託者及び内容について発注者の承諾を得て業務計画書を作成しなければならない。この場合、c. の業務実施工程表の作成については、再委託者と十分協議したもので、監督員と協議することとする。これらは変更する場合も同様とする。
- f. 受注者は、プロポーザル方式、簡易プロポーザル方式又は総合評価方式により設計業務を受注した場合には、技術提案書により提案された履行体制により当該業務を履行しなければならない。

	(4)	打合せ及び記録
--	-----	---------

打合せは次の時期に行い、速やかに記録を作成し、監督員に提出する。

- (a) 業務着手時
- (b) 監督員又は管理技術者が必要と認めた時
- (c) その他(

(5) その他、業務の履行に係る条件等

- (a) 指定部分の範囲 ()・指定部分の履行期限 ()
- (b) 成果物の提出場所 (大熊町復興事業課)
- (c) 成果物の取り扱いについて

提出された CAD データについては、当該施設に係る工事の請負業者に貸与し、 当該工事における施工図の作成、当該施設の完成図の作成及び完成後の維持管理 に使用することがある。

(d) 写真の著作権の権利等について

受注者は写真の撮影を再委託する場合は、次の事項を条件とすること。

- ① 写真は、大熊町が行う事務並びに大熊町が認めた公的機関の広報に無償で使用することができる。この場合において、著作者名を表示しないことができる。
- ② 次に揚げる行為をしてはならない。 (ただし、あらかじめ発注者の承諾を受けた場合は、この限りではない。)
 - 1) 写真を公表すること。
 - 2) 写真を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡すこと。
- (e) 構造計算について

構造計算書の作成に当たっては、計算の仮定及び方針を明記し、構造方法等の 認定に係るものである場合には認定書の写しを添付して、建築(構造)設計図の 作成に着手する前に監督員に承諾を受けなければならない。

(f) 省エネルギー計算について

省エネルギー計算書の作成に当たっては、計算の仮定及び方針を明記し、各設計図の作成に着手する前に監督員に承諾を受けなければならない。

(g) 特別経費について

本業務では特別経費として、次の経費を見込んでいる。

- ○省エネルギー計算書作成及び申請手続きに係る経費
- 構造計算適合性判定手数料(棟、 棟、 棟)
- ○公共建築設計者情報システム (PUBDIS) 登録手数料
- ○RIBC利用料金

• (

※各種申請にかかる申請手数料は含まない。

3. 成果物

(1) 基本設計(新築設計に適用)

(1) 基本設計(新築設計に適用)		司井ナノ中央
成果物		記載する内容
a. 建築(総合) ②建築(総合)基本設計図書 計場報明書 仕上でである。 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		建築基本設計図書には、建物概要、配置計画、動線計画、意匠計画、断面計画、色彩計画、セキュリティ計画、防災計画、外構計画(敷地造成基本計画を含む。)、雨水排水計画、工程計画、仮設計画、その他実施設計に必要な基本的事項を決定するための資料及び検討書等を添付する。
○工事費概算書 ○仮設計画概要書 ・ ()	工事費概算書には、建築、電気設備、 機械設備、外構、再生可能エネルギー 等の工事費概算を、本項目にまとめて 作成することができる。
b. 建築(構造) ②建築(構造)基本設計図書 構造計画説明書 構造設計概要書 ③工事費概算書 ・()	構造計画説明書には、用途に応じた荷 重計画、主要架構計画、基礎計画、そ の他当該構造計画を決定するために 必要な資料及び検討書等を添付する。
c. 電気設備 ○電気設備基本設図書 電気設備計画説明書 電気設備設計概要書 ○工事費概算書 ・()	電気設備基本設計図書には、電気設備 (強電・弱電等)方式選定検討書、電 力等概略計算書、防災設備計画書、外 構設備計画、その他実施設計に必要な 基本的事項を決定するための資料及 び検討書等を添付する。
d.機械設備 ○機械設備基本設計図書 機械設備計画説明書 機械設備設計概要書 ○工事費概算書 ・()	機械設備基本設計図書には、各機械設備方式選定検討書、概略計算書、防災設備計画書、外構設備計画、その他実施設計に必要な基本的事項を決定するための資料及び検討書等を添付する。

成果物	記載する内容
e. 省エネルギー及び再生可能エネルギー ○対象建築物の省エネルギー計画書 ・再生可能エネルギー導入計画検討書 ・工事費概算書 ・()	建築、電気設備、機械設備その他必要 となるものについて建築・設備で一体 的に作成する。
f. その他 ○透視図 ・模型 ・リサイクル計画書 ・ ()	
g. 資料 ○各種技術資料 ○各記録書 ・建築物総合環境性能評価システム (CASBEE)目標値報告書 ・LCEMツールによる空調システムの 評価報告書 ・()	

- 1)基本設計成果物の内容について、着手日から 日以内に監督員の承諾を受けること。
- 2) 基本設計における発注者・監督員との協議、報告、承諾等の際に用いる資料等については、成果物に準じて作成するよう努めること。
- (注):建築(構造)の成果物は、建築(意匠)基本設計の成果物の中に含めることができる。
 - : 電気設備及び機械設備の成果物は、建築(意匠)基本設計の成果物の中に含めることができる。
 - :建築(意匠)設計図は、適宣、追加してもよい。
 - :成果物は、監督員の指示により、製本とする。
 - :電子データの提出については、「福島県電子納品運用ガイドイン(案)」、「建築設計業務等電子納品要領」及び「建築 CAD 図面作成要領(案)」による。

(2) 実施設計

(2) 美施設計					
成 果 物		縮り	5	適	用
a.建築(総合)					
○建築 (総合) 設計図					
建築物概要書					
仕様書					
仕上表					
面積表及び求積図					
敷地案内図					
配置図					
平面図(各階)					
断面図					
立面図(各面)					
矩計図					
展開図					
天井伏図(各階)					
平面詳細図					
部分詳細図(断面含む)					
建具表					
外構図					
日影図					
総合仮設計画図					
家具図					
サイン図					
○工事費概算書					
〇計画通知図書(確認申請書)					
・中高層建築物の届出書					
-1.65					
b. 建築(構造)					
○建築(構造)設計図					
仕様書					
伏図 (各階)					
軸組図					
部材断面表					
各部断面図					
標準詳細図					
各部詳細図					
○構造計算書					
○工事費概算書					
○計画通知図書					
• ()				
• ()				

成果物	縮	尺	適	用
d.機械設備				
○空気調和設備設計図				
仕様書				
敷地案内図				
配置図				
機器表				
空気調和設備図				
換気設備図				
排煙設備図				
自動制御設備図				
屋外設備図				
○給排水衛生設備設計図				
仕様書				
敷地案内図				
配置図				
機器表				
衛生器具設備図				
給水設備図				
排水設備図				
給湯設備図				
消火設備図				
厨房設備図				
ガス設備図				
浄化槽設備図				
ごみ処理設備図				
さく井設備図				
屋外設備図				
〇昇降機設備設計図				
昇降機設備図				
搬送機設備図				
○空気調和設備設計計算書				
○給排水衛生設備設計計算書				
○昇降機設備設計計算書 ○工事無照答書				
○工事費概算書				
○計画通知図書 中京展決策物の民出書				
・中高層建築物の届出書	\			
• (,			
• (,			
- (/			

成果物	縮	尺	適	用
e. 一般的な木造戸建て住宅 ・建築物概要書 ・仕上表・面様と表・面を含む) ・仕上表・面を含む) ・ 位は積表・敷地置図 ・ 平面面図(各階) ・ 断面図(各面) ・ 矩計図(各面) ・ 短開図・ 天井伏図・ 建具碳伏図・ はり伏伏図・ 神組造の・ はりがけば図・ 小小屋は図・ 神経造師の(電気、費概部・ この)・ に、 エ事の他確認・ (1 、 1 、 1 、 1 、 1 、 1 、 1 、 1 、 1 、 1	NIH		ALES	

成果物	縮尺	適用
f. 建築積算 ※建築工事積算数量算出書 ○建築工事積算数量調書 ○見積書等関係資料 ・()		数量算出書、数量調書については、複数者による検算を行うこと。
g. 電気設備積算 ※電気設備工事積算数量算出書 ○電気設備工事積算数量調書 ○見積書等関係資料 ・()		f. に同じ。
h. 機械設備積算 ※機械設備工事積算数量算出書 ○機械設備工事積算数量調書 ○見積書等関係資料 ・ ()		f. に同じ。
i. その他 ○透視図 ○模型 ○防災計画書 ・建築物エネルギー消費性能確保計画 ・建築物のエネルギー消費性能の確保のための構造及び設備に関する計画 ・省エネルギー関係計算書 (・性能基準 ・仕様基準) ・建築物省エネルギー性能表示制度 (BELS) ※リサイクル計画書 ○概略工事費の算出 ○UDチェックリスト ○建築・設備設計委託業務 チェックリスト ○建築物総合環境性能評価システム (CASBEE) ・L C E Mツールによる空調システムの評価報告書 ○建築物等の利用に関する説明書 (取扱説明書)	1:100	彩色仕上、ケースあり

成果物	縮尺	適 用
○長期修繕計画書		
○施工計画に関する留意事項検討書		
○設計業務チェックリスト		
○(法令調査報告書及び関係法令		
チェック表・敷地調査確認書・そ		
の他必要な資料)		
 j. 資 料		
○各種技術資料		
○構造計算データ		
○各記録書		
○(LCM計画書・業務計画書・業務		
日誌・成果物一覧・総合行程表・実		
施設計スケジュール・その他必要な		
資料		
• (
• (

〇新築工事

- 1)建築・電気設備・機械設備の各設計図の審査用資料を履行期限の 日前までに監督員に提出する。
- 2) 構造部・構造計算書、省エネルギー計算書・関係図面については、各設計図面が確定する前に、監督員に提出して審査を受けるものとする。
- 3) 建築積算、電気設備積算、機械設備積算の審査用資料を履行期限の 日前 までに監督員に提出する。

• 改修工事

- 1)審査用資料を履行期限の30日前までに監督員に提出する。
- 2)建築積算、電気設備積算、機械設備積算については、履行期限の15日前までに監督員に提出する。
- 注):建築(構造)の成果物は、建築(意匠)実施設計の成果物の中に含めること ができる。
 - : 設計図は、適宣、追加してもよい。
 - :成果物は、監督員の指示により、製本とする。
 - :電子データ等の提出については、「福島県電子納品運用ガイドライン(案)」、「建築設計業務等電子納品要領」及び「建築 CAD 図面作成要領(案)」による。

Ⅲ. 成果物等の納入部数

1. /50	<u> </u>	J等の納入部数 基 本 設 計 ・ 実	施 設 計
共通事項		 建築設計業務委託契約書 A条文摘要 B条文摘要 電子媒体 (CD-R) 2部 業務計画書、打合せ記録簿、 成果物一式) 	※A、B条文の適用を成果物の表紙 右上に明記する。 福島県電子納品運用ガイド ライン(案) (建築・設備設計業 務委託編)による。
	ı	設計図書等の種類	適用
基本設計		基本設計図書原稿 1部 基本設計図書 4部	
実施設計	設計図書	 ○原図 1式 1式 ○CADデータ 1式 ○起工伺い用図面 各2部 ○保存用図面 各1部 ○工事監理用図面 各1部 ・施工用図面	2つ折製本とし、背表紙は下記 色分けとする。 建 築〜黒 電気設備〜赤 機械設備〜青 片綴りとする。
н	工事費算出書	○原稿(入金內訳書)各1部 ○電子媒体 1式 ○積算根拠資料 1式 ○各調查書 1式 ○各積算数量算出書 1式 ○各積算数量調書 1式	営繕積算システムRIBC※内訳書ファイル形式とする。 ※一般財団法人 建築コスト管理システム研究所が提供するシステム

	計算書	○構造計算書 ○電気設備各計算書 ○機械設備各計算書 ○工作物等各計算書 ○省エネルギー 関係計算書	1 部 1 部 1 部 1 部	監督員の指示により、作成する。
	その他	○透視図○模型・防災計画書※リサイクル計画書○概略工事工程表・建築物省エネルギー性(BELS)○維持管理費の算出○UD チェックリスト○建築・設備設計委託業スト<試行版>・(部 部 部	外観:A2×6、内観:A3×6 1:100、彩色仕上、ケースあり
		設計図書等の種類		適用
申請手続き	〇 ½ 〇 ½ 〇 約 〇 [確認申請図書 1式 肖防施設申請書 公共下水使用申請書 合水施設確認申請書 日影図 方災計画書 反設電気使用申請書	1 1 1 1 1 3 1 3 1 3 1	

Ⅳ. 貸与資料

資 料 名	適用
○敷地測量図○地盤調査資料○基本計画構想・補助関係設計基準・同上関係図・設計要領○標準単価ファイル・歩掛りファイル・(・()	
貸与場所(メールまたはCDデータにて貸与 貸与時期(監督員との協議による) 返却場所(大熊町復興事業課) 返却時期(監督員との協議による))

V. 設計図の材質及び大きさ等

1)設計図の材質

 ・(
)

 2)設計図の大きさ

 ・A 1 版
 ・A 2 版

○A3版(縮小版で表現が難しい場合は協議による)

3) 設計図の様式は、下図を標準とする。

設計図 ○○○○○工事設計図 ○○図 建築士法第 20 条による表示

表 紙

